

124 杉浦重剛他一名へ東京大学理学部勤務を命ずる件通牒

〔明治十四年九月十九日〕

(朱書)
〔内第六百十二号〕

(欄外注記2)

櫻井錠二

(欄外注記1)
文部省御用掛被仰付取扱準奏任候事
但年俸千貳百円給与候事

文部省御用掛桜井錠二

東京大学理学部勤務被仰付候事

杉浦重剛

文部省御用掛被仰付取扱準奏任候事

但年俸金九百六拾円給与候事

文部省御用掛 杉浦重剛

東京大学理学部勤務被仰付候事

右之通本日被相達候条此旨及御通牒候也

明治十四年九月十九日

文部省内記局

東京大学御中

(欄外注記1)

〔供閱 総理 (加藤弘之) 花押〕 同心得 同補助 (服部一三) 花押〕

(欄外注記2)

〔教務課 (富塚恂) 花押〕 庶務課 (五十嵐恭次) (市川寛繁) 花押〕

〔『文部省往復』明治十四年分四冊之内丙号、㊦ A 36〕